

川崎市車検及び定期点検契約事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市契約規則第24条の2の規定について、契約事務を迅速かつ適正に執行するため、その取扱手続を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 この要綱は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条で規定される定期点検整備及び第62条で規定される継続検査の契約を対象とする。

(契約方法及び契約の相手方)

第3条 前条の契約事務のうち、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）によることができる場合の額は2,000,000円以下とする。

2 契約の相手方は、「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」に登載され、業種「自動車」、種目「自動車修理」に登録のある市内中小事業者で所在地が履行場所に近い者とし、一部の事業者に偏りが生じないように十分に注意して選定するものとする。ただし、特別な事情があるときはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(川崎市契約規則等の一部改正に伴う事務取扱いとの関係)

2 川崎市契約規則等の一部改正に伴う事務取扱いについて（昭和58年3月31日付57川総用第240号助役専決）1（1）①のうち第2条の契約については、この要綱の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(「財政局資産管理部契約課における物品契約事務の取扱いについて」との関係)

2 第3条の規定に基づき、第2条の契約を行うときは、「財政局資産管理部契約課における物品契約事務の取扱いについて」（令和8年3月13日付け7川財契第10630号局長専決）の定めるところによる。